



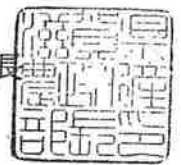
滋環整第1102号
滋農村第377号
平成11年11月5日

各市町村長殿

滋賀県琵琶湖環境部長



滋賀県農政水産部長



下水道の整備等に伴う合理化基本方針について

下水道および農業集落排水処理施設の整備は、琵琶湖の水質および生活環境の保全上重要な施策であり、本県においても滋賀県汚水処理施設整備構想を定め、地域の実情に応じた汚水処理施設の整備を推進していくこととしております。

一方、これによって、市町村の許可または委託を受けたし尿処理業者および浄化槽清掃業者は業務量が減少し、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が今後一層増加して来ることが予想されます。

しかし、し尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業が下水道等への転換完了まで継続して行わなければならないこと、およびこれらの事業の転換廃止が容易でないことに鑑み、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を推進するため、別紙「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」を定めたので、各市町村におかれては、この基本方針に留意して、合理化事業計画を策定されるよう通知します。

(別紙)

下水道の整備等に伴う合理化基本方針

1 基本方針策定の背景（現状及び経過）

昭和50年に制定された下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）で、市町村は下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化および規模の適正化を図るための事業に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定めることができることとされた。

本県においては、琵琶湖の水質保全を県政の最重要課題として位置づけ、全県的に下水道事業を推進してきたこともあり、市町村が個々に対応することのみでは一定の方向性を持って対策を進めることが困難であることから、検討委員会を持って検討を重ね、平成6年3月28日に、「下水道の整備等に伴うし尿処理問題検討の基本的考え方について」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめ、合特法を基本として対策を推進してきたところである。

また、本県では、平成10年6月に本県の生活排水処理施設の整備を推進するため、「滋賀県汚水処理施設整備構想」をとりまとめ、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設について、それぞれの地域の実情に応じた整備を推進していくこととしている。今後、生活排水処理施設の整備の進展に伴い、し尿処理等の業務が減少する地域が増大し、一般廃棄物処理業等について、業務の縮小と転廃業を余儀なくされる事態が予想され、適正なし尿処理等の業務体制の維持を図るには、市町村から委託または許可を受けて業務を実施する一般廃棄物処理業等を行う者（以下「し尿処理等業者」という。）の業務の安定化を図る必要がある。

各市町村においては、合理化事業計画の必要性について認識し、これまでにほとんどの市町村で庁内組織を設け、検討を進めてきたところである。

県としても、この問題について、市町村からの要望を踏まえ、今後統一的な方針ならびに対応が必要であると考え、県としての基本方針を定めることとした。

2 基本方針

し尿処理等業者の円滑な業務転換と、市町村におけるし尿処理等の業務の安定的な継続を図り、廃棄物の適正な処理に資するため、各市町村の合理化事業計画検討の基礎とする基本方針を、平成6年3月28日の「基本的考え方」を基に

次のとおり定めた。

(1)生活排水処理基本計画の策定

市町村は、長期的、総合的な視点に立って計画的に生活排水対策を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する生活排水処理基本計画を策定することとなっている。

合理化事業計画の策定にあたっては下水道の整備等を見通し、し尿等の処理体制の現状分析および将来予測を的確に知る必要があるため、今後の生活排水処理基本計画を早急に策定する必要がある。

(2)合理化事業計画の策定

①市町村は、し尿の処理および浄化槽の清掃の適正な実施を確保するため、下水道の終末処理場等によるし尿処理への転換が完了する直前まで、し尿処理等業務の規模を縮小しつつも継続して行わなければならない。

また、し尿処理等業者は、いわば市町村固有事務の代行者であるため、市町村は合特法の趣旨を踏まえて、地域の実情に沿ったし尿処理等業者への支援策およびし尿等の適正な処理等を目的とした合理化事業計画を策定する必要がある。

②合理化事業計画の策定期間は、市町村における下水道の整備等に係る事業計画などの必要な資料が整い、下水道の整備等について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降のできるだけ早い時期とする。

③支援の方法については、代替業務の提供を原則とする。

ア. 代替業務については、既存の業務だけにとらわれず、今後の一般廃棄物処理業等の動向を見極めながら新たな委託可能な業務についても、関係業者の活用について検討すること。

また、市町村はこれらの業務を所管する庁内関係部局全体の連携によりできる限り代替業務として活用に努めること。

なお、代替業務が実質的な支援とならない場合は、資金上の措置を講ずること。

イ. 代替業務提供は、支援措置としての認識が双方で共有される必要があり、また、転業にあたっての関係機材に対する資金援助、技術援助の検討も必要になるため、し尿処理等業者との話し合いを十分に行うこと。かかる支援と相まって生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、事情の許す限り、職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めるものとする。

④市町村は、下水道の終末処理場等によるし尿処理への転換が完了する直前までし尿処理等の業務を円滑に行わなければならない。このための適切なシステ

ムを構築すること。

3 基本方針の周知

以上の基本方針について、県は、関係団体に周知の徹底を図り理解が得られるよう努力するものとする。